

公害防止に関する協定書

年 月 日

豊 岡 市

株式会社●●●●

公害防止に関する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）及び株式会社●●●●（以下「乙」という。）は、乙がコウノトリ豊岡産業用地に工場を設置し、操業することに関して、地域の自然環境と良好な生活環境を保全するため、乙の公害防止について、次のとおり取り決めるものとする。

（基本理念）

第1条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を誠実に履行するとともに、公害防止対策に最善の措置を講じて市民の健康を守り、もって快適な生活環境の保全を図るものとする。

（公害防止対策）

第2条 乙は、工場の建設及び操業に当っては、公害防止のため、別表の公害関係規制基準を遵守し、工場の周辺地域に被害を発生させないよう万全の措置を講ずるものとする。

2 乙は、公害防止施設に責任者を配置し、適切な管理を行うものとする。

3 乙は、甲が行う公害防止に関する行政指導、調査及び資料の提出要請に応ずるものとする。

（大気汚染、悪臭防止対策）

第3条 乙は、操業に当たりばい煙、ガス等による大気汚染及び悪臭公害を発生させないよう十分な防除の措置を講ずるものとする。

（水質汚濁防止対策）

第4条 乙は、公共用水域の水質保全を図るため、次のとおり措置するものとする。

(1) 工場排水、雑排水、し尿排水等事業活動により生ずる排水は、雨水排水口に排出せず、別表の排水基準に適合する処理を企業内で行ったあと、すべて産業用地内専用污水管に排出する。

(2) 産業用地内専用污水管への排出口は、1箇所とし、検査のため採水できる場所を設ける。

(騒音、振動防止対策)

第5条 乙は、操業に伴って発生する騒音及び振動により生活環境に支障を来さないよう十分な措置を講ずるものとする。

(産業廃棄物の処理)

第6条 乙は、廃棄物の処理に当っては、廃棄物の種類、発生量、質及び処理方法等を明らかにした処理計画を定め、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

また、二次公害の発生を防止するため、最善の措置を講ずるものとする。

(環境整備)

第7条 乙は、敷地内の環境整備に留意し、緑化等環境の保全に努めるものとする。

(監視測定)

第8条 乙は、第3条から第5条までに関し、本協定書を遵守するために必要な測定を行い測定結果は、測定した日の属する月の翌月の10日までに甲に報告するものとする。

(検査及び報告)

第9条 甲は、公害防止のため必要な場合は報告を求め、又は、その職員を施設内に立入らせ、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動及び産業廃棄物処理の状況検査等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、甲が必要と認めるときは、乙の同意を得て施設周辺地域住民の代表者を同行させることができるものとする。

3 甲は、第1項により提出された報告又は調査の結果知り得た乙の企業の秘密に関する事項を他に漏らさないようにしなければならない。

(設備等の事故時の措置)

第10条 乙は、乙の生産施設、公害防止施設等について故障、破損その他事故により公害が発生したとき、又は公害が発生するおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、甲に通報し、その状況について報告するものとする。

(操業の一時停止等)

第11条 甲は、乙の責に帰すべき原因により公害が発生し住民の健康又は、生活環境に被害を生じたとき、又は、そのおそれがあるときは、その起因する事業活動の全部又は一部の一時停止、その他必要な措置を指示するものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

(公害紛争の処理)

第12条 乙は、乙の責に帰する公害に関する苦情又は、紛争が生じたときは、誠意をもって解決に努めるものとする。

2 施設の操業に起因して地域住民に被害が発生したときは、乙は、その損害の補償を行うものとする。

(施設の変更又は増築及び改築)

第13条 乙は、敷地内の施設の大幅な変更又は、増改築を行うときは、甲とその計画についてあらかじめ協議のうえ変更するものとする。

(協 議)

第14条 この協定書に定める基準等については、国及び県が行う基準の変更、技術的水準の向上、工場立地地点の環境の変化等に対応して甲及び乙が協議し、変更又は、項目の追加等を行うことができるものとする。

2 前項のほか、この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 兵庫県豊岡市中央町2番4号
豊岡市
豊岡市長

乙 ●●県●●市●●●●
株式会社●●●●
代表取締役 ●● ●●

【別 表】

公害関係規制基準（協定締結時点）

1、大気汚染防止に係る規制基準

区 分	K 値規制	総量規制	燃料使用基準
規制基準	17.5	適用区域外	適用区域外

（注）硫黄酸化物の基準を算定する場合の「K 値」

2、悪臭防止に係る規制基準

区 分	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド
規制基準	5 ppm	0.01 ppm	0.2 ppm	0.2 ppm	0.1 ppm	0.07 ppm	0.5 ppm	0.5 ppm
区 分	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルヘキシルアルデヒド	イソヘキシルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン
規制基準	0.08 ppm	0.2 ppm	0.05 ppm	0.01 ppm	20 ppm	20 ppm	6 ppm	60 ppm
区 分	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸		
規制基準	2 ppm	5 ppm	0.2 ppm	0.006 ppm	0.004 ppm	0.01 ppm		

3、水質汚濁防止に係る排水基準

項 目	許 容 限 度	
水素イオン濃度 (PH)	5.8 以上 8.6 以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	25 (20)	
浮遊物質 (SS) (mg/l)	60 (40)	
ノルマンヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	鉱油類	2
	動植物油脂類	10
フェノール類含有量 (mg/l)	0.1	
銅含有量 (mg/l)	0.5	
亜鉛含有量 (mg/l)	1.5	
溶解性鉄含有量 (mg/l)	2	
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	3	

クロム含有量	(mg/l)	1
大腸菌郡数	(個/cm ³)	(800)
カドミウム及びその化合物	(mg/l)	0.03
シアン化合物	(mg/l)	0.3
有機リン化合物	(mg/l)	0.3
鉛及びその化合物	(mg/l)	0.1
六価クロム化合物	(mg/l)	0.1
ヒ素及びその化合物	(mg/l)	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/l)	0.005
アルキル水銀化合物	(mg/l)	検出されないこと
P C B	(mg/l)	0.003
トリクロロエチレン	(mg/l)	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1
ジクロロメタン	(mg/l)	0.2
四塩化炭素	(mg/l)	0.02
1, 2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/l)	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/l)	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02
チウラム	(mg/l)	0.06
シマジン	(mg/l)	0.03
チオベンカルブ	(mg/l)	0.2
ベンゼン	(mg/l)	0.1
セレン及びその化合物	(mg/l)	0.1
ほう素及びその化合物	(mg/l)	10
ふっ素及びその化合物	(mg/l)	8
アンモニア・アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/l)	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性 窒素+硝酸性窒素 合計量100
1,4-ジオキサン		0.5

(注) 表中の数字のうち () 内のものは、日間平均値とする。

4、騒音規制に係る規制基準

(単位 デシベル)

区 分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで
規制基準	70	70	60

5、振動規制に係る規制基準

(単位 デシベル)

区 分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
規制基準	65	60

6、ダイオキシン類に係る排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準に準ずる